

新たな在留資格による受入れ・人材不足の見込み数

14業種	受入れの見込み数 (単位:人)		人材不足の見込み数 (単位:人)	
	制度導入初年度	5年目までの累計	現時点	5年後
介護業	5,000	50,000～60,000	60,000	300,000
ビルクリーニング業	2,000～7,000	28,000～37,000	50,000	90,000
素形材産業	3,400～4,300	17,000～21,500	30,000	62,000
産業機械製造業	850～1,050	4,250～5,250	12,000	75,000
電気・電子情報関連産業	500～650	3,750～4,700	7,000	62,000
建設業	5,000～6,000	30,000～40,000	20,000	210,000
造船・舶用工業	1,300～1,700	10,000～13,000	6,400	22,000
自動車整備業	300～800	6,000～7,000	1,600	13,000
航空業	100	1,700～2,200	1,400	8,000
宿泊業	950～1,050	20,000～22,000	30,000	100,000
農業	3,600～7,300	18,000～36,500	70,000	130,000
漁業	600～800	7,000～9,000	5,000	20,000
飲食料品製造業	5,200～6,800	26,000～34,000	43,000	73,000
外食業	4,000～5,000	41,000～53,000	250,000	290,000

(注1)受入れ見込み数の合計:制度導入初年度 32,800～47,550人

5年目までの累計 262,700～345,150人

人材不足の見込み数の合計:現時点 586,400人, 5年後 1,455,000人

(注2)現時点で見込んだ数であり、最終的には分野別運用方針において確定する。

平成31年度定員要求について

行政機関名	平成31年度要求					主な新規増員要求事項 【数字の()は時限増員】
	新規増員 (時限増員 を除く) (1)	業務改革に伴う 再配置要求 (2)	減員 (3)	差引 (1)+(2)+(3)	時限増員 (7)	
内閣の機関	14	2	▲ 9	7	(7)	国際テロ情報収集ユニットの体制強化6、衛星画像による広域・動態監視基盤体制の強化2
内閣府	371	67	▲ 193	245	(61)	
内閣府本府	39	14	▲ 41	12	(11)	公文書管理に関する体制整備4(2)、社会的ファイナンスの活用促進に係る業務の実施体制の整備2、災害に対する体制強化4、四半期別GDP速報(QE)の包括的見直し2、幼児教育の無償化措置の適正な実施体制の整備2
宮内庁	41	4	▲ 9	36	(3)	天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う体制整備34、皇室用財産の公開拡充に関する事務体制の強化2
公正取引委員会	14	2	▲ 8	8	(2)	未来投資戦略に基づく事業・産業再編の促進等に対応した企業結合審査の迅速かつ的確な運用確保5、未来投資戦略等に基づくデジタル・プラットフォームにおける公正かつ自由な競争環境の整備3
国家公安委員会	132	45	▲ 119	58	(21)	国際テロ対策の強化26、サイバー空間の脅威への対処能力の強化23、生活の安全を脅かす犯罪対策等の推進63、天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う体制強化20(21)
個人情報保護委員会	12	1	▲ 1	12	(0)	マイナンバーに係るシステムセキュリティ対策の強化及び監視・監督体制の整備6、個人情報保護に関する国際協力構築に向けた体制整備3
カジノ管理委員会	95	0	0	95	(0)	カジノ管理委員会の新設に伴う体制整備95
金融庁	34	0	▲ 12	22	(0)	金融行政の戦略立案・総合調整機能の強化8、検査・監督等の質の向上20、金融行政の企画能力の強化6
消費者庁	4	1	▲ 3	2	(24)	消費者教育の推進2(5)、公益通報制度の実効性向上のための体制整備3(3)、消費者被害防止等のための国際連携強化(3)、食品表示制度企画立案体制の整備1(1)
復興庁	0	0	0	0	(10)	特定復興再生拠点区域の整備に係る体制の整備(3)、被災者の生活再建支援の充実に係る体制の整備(3)、風評払拭・リスクコミュニケーション対策に係る体制の整備(2)
総務省	76	17	▲ 77	16	(6)	
総務省(除く公調委)	75	17	▲ 76	16	(6)	サイバーセキュリティの強化、ICTの安心・安全の確保、ICT人材の育成11、災害に強いまちづくりと公共施設等の老朽化対策等の適正管理の推進3、行政の業務改革(BPR)・電子決裁への移行加速化14
公害等調整委員会	1	0	▲ 1	0	(0)	土地收用法に基づく審査請求に関する意見照会事務等の強化に伴う増1
法務省	1,278	410	▲ 961	727	(84)	出入国管理体制及び入国在留管理制度(仮称)の設置に伴う在留管理体制の充実強化555、刑務所等体制等の充実強化276(10)、検察体制の充実強化171、法務局体制の充実強化150(44)、保護観察体制等の充実強化72、公安調査体制の充実強化39(30)
外務省	120	37	▲ 93	64	(90)	在外邦人保護・安全対策及び情報収集・分析能力の強化17(1)、インフラ輸出の促進を含む日本経済の活性化10(9)、戦略的对外発信及び外交実施体制の強化22(26)、積極的平和主義の展開及び二国間関係・地域情勢への対応71(54)
財務省	1,103	558	▲ 1,306	355	(3)	財務局78(フィンテックの推進等に対応した金融監督等のための体制整備31、大規模災害等からの迅速な復旧を図るために体制整備20等)、税關359(観光立国実現に向けた計画的な体制整備302等)、国税庁651(租税回避等への対応420等)
文部科学省	44	13	▲ 36	21	(5)	教育再生の実行のための体制整備15(2)、科学技術イノベーションに適した環境創出のための体制整備16(2)、スポーツ立国の実現のための体制整備5
厚生労働省	524	240	▲ 637	127	(53)	訪日外国人旅行者に対する円滑なCIOQの実現に向けた検疫体制の強化56、薬物事犯に係る検査体制の強化等17、ハローワークにおける新たな在留資格による外国人材の受け入れのための雇用管理体制の強化108
農林水産省	383	0	▲ 461	▲ 78	(27)	農林水産業の技術革新の推進17(1)、動植物検疫の体制強化58、土地改良事業の競争力強化・防災・減災・災害復旧対策53(8)、木材の利用促進等28、山地災害に係る防災・減災・災害復旧対策23(7)、国外漁船の漁業取扱強化61
経済産業省	115	0	▲ 93	22	(21)	データを核としたイノベーションの推進・人材育成20(5)、新たな「ルールベース」の通商戦略6、地域・中小企業の新たな発展モデルの構築27(6)、エネルギー転換を通じた環境と成長の好循環25、知的財産政策の推進30(10)
国土交通省	987	435	▲ 1,247	175	(213)	防災・減災対策や社会資本の老朽化対策等の体制強化304(64)、海上保安の基盤強化309、公共交通の安全確保等の体制強化140(4)、持続的な地域社会の形成及び経済成長を支える基盤強化212(145)
環境省	54	17	▲ 53	18	(96)	気候変動適応法の執行1(3)、海洋・水環境における国際連携協力等の推進2(1)、動物愛護管理関連法制の拡充等に伴う体制強化2(3)、国立公園満喫プロジェクトの推進2(9)、国内希少野生動植物種の指定及び保存8(8)、原子力規制庁の体制強化38(25)
防衛省	340	0	▲ 270	70	(54)	新領域を含む各種防衛政策推進のための体制整備32、運用基盤の強化119(16)、情報機能の強化44、人的基盤の強化53(2)、技術基盤等の強化34、インド太平洋地域の安定化及びグローバルな安全保障環境の改善9、日米同盟及び基地対策等36(35)
計	5,409	1,796	▲ 5,436	1,769	(730)	

(注1)振替(業務改革に伴う再配置による増減を除いたもの)は含まない。

(注2)「新規増員」(①欄)には、特殊要因である時限増員(730人)を含まない。

国家公務員の人物費（当初予算ベース、億円）

平成16年度	54,774
平成17年度	54,410
平成18年度	54,086
平成19年度	53,709
平成20年度	53,252
平成21年度	53,195
平成22年度	51,795
平成23年度	51,605
平成24年度	50,944
平成25年度	48,229
平成26年度	50,996
平成27年度	51,506
平成28年度	51,937
平成29年度	52,055
平成30年度	52,477

(注) 端数は四捨五入しています。

(注) 平成21年度と22年度の予算額の差は、21年12月に社会保険庁が廃止され翌年1月に日本年金機構へ移行したこと、22年4月に国立高度専門医療センターが独立行政法人化されたことが主たる要因となっています。

(注) 平成24年度補正予算において、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号）等に基づく修正減少を行っています。

(注) 平成25年度の予算額は、26年度の予算額との比較対照のため組替を行っています。

国家公務員の総人件費に関する基本方針

〔平成 26 年 7 月 25 日
閣 議 決 定〕

国家公務員の総人件費については、以下の基本方針に基づき、関連する各制度について、必要な見直しを行いつつ総合的に運用するものとする。

1. 基本的考え方

- (1) 内閣の重要政策に対応するため、幹部職員人事の一元管理、人事行政及び組織管理を一体として行うことを通じ、府省の枠を超えた戦略的・機動的な人材配置の実現を目指す。このため、人的資源及び人件費予算の効果的な配分を行う。
- (2) 厳しい財政事情に鑑み、職員構成の高齢化や雇用と年金の接続に伴う構造的な人件費の増加を抑制するとともに、簡素で効率的な行政組織・体制を確立することにより、総人件費の抑制を図る。
- (3) 行政ニーズの変化に対応した行政組織の不斷の見直し、組織活力の向上や人材の確保・育成、公務能率の向上に取り組み、コストパフォーマンスの高い政府の組織体制を確立することで、人件費の生み出す価値を一層高める。
- (4) あわせて、総人件費に関連する各制度及びその運用状況について国民の理解を得るよう努める。

2. 給与及び退職給付

給与については、人事院勧告制度を尊重するとの基本姿勢に立ち、国政全般の観点から検討を行った上で取扱いを決定する。

また、職員の士気や組織活力の向上を図るとともに、国民の理解を得る観点から、地域の民間賃金や 60 歳超を含む高齢層従業員の給与の実態も踏まえつつ、能力・実績の給与への一層の反映や給与カーブの見直し等を推進する。

さらに、退職給付（退職手当及び年金払い退職給付（使用者拠出分））について、官民比較に基づき、概ね 5 年ごとに退職手当支給水準の見直しを行うことを通じて、官民均衡を確保する。また、職員の年齢別構成を適正化し、組織活力の向上を図る観点から早期退職募集制度を活用する。

出典：国家公務員の総人件費に関する基本方針 平成 26 年 7 月 25 日 閣議決定
平成 30 年 1 月 16 日（金） 衆議院 法務委員会 衆議院議員 隅 猛（国民民主党）

3. 機構・定員及び級別定数

国の行政機関の機構管理については、行政ニーズの変化に的確に対応しつつ、簡素で効率的な行政組織の確立を図るため、既存機構の合理的再編成により対処することを基本とともに、既存機構の不断の見直しを行い、内閣の重要な政策に戦略的・機動的に対応するための機構配置・再編を図る。

定員管理については、これまでの取組により主要先進国と比較してスリムな行政組織となっているが、厳しい財政事情にも鑑み、ＩＣＴの活用などの業務改革を推進して定員の合理化に強力に取り組むとともに、府省の枠にとらわれず定員の再配置を大胆に進め、内閣の重要な政策に迅速かつ的確に対応できる体制を構築する。

級別定数及び指定職の号俸については、政府全体を通ずる国家公務員の人事管理にも資するよう、内閣の重要な政策に対応できる体制を機構・定員管理と一体となって実現する。その際、複雑・高度化、ＩＣＴの活用などの業務の変化に応じ、官職の職責を適切に評価する。これらに当たり、適正な勤務条件の確保の観点から的人事院の意見を十分に尊重する。

4. 人件費の生み出す価値の向上

人件費の生み出す価値を一層高める観点から、①適切な退職管理の実施と有為な人材の計画的な採用による組織活力向上、②人事交流の推進や研修等を通じた計画的な人材育成、③人事評価の的確な実施とその結果の反映を通じた能力・実績主義に基づく人事の推進、④女性の採用・登用の拡大と職員が働きやすい環境の整備、⑤意欲と能力を有する高齢層職員の活用、⑥業務運営の見直しやマネジメントの改革を通じた働き方の改革を推進する。

5. その他

内閣総理大臣は、上記の方針を踏まえ、毎年度、概算要求前に、人件費予算の配分の方針を定めるものとする。

出典：国家公務員の総人件費に関する基本方針 平成26年7月25日 閣議決定
平成30年11月16日（金） 衆議院 法務委員会 衆議院議員 隅 猛（国民民主党）

国の行政機関の定員の推移

(単位:人)

年度	年度末定員
平成22年度	302,281
平成23年度	301,058
平成24年度	299,758
平成25年度	298,341
平成26年度	297,340
平成27年度	297,091
平成28年度	297,073
平成29年度	297,030
平成30年度	297,386

国の行政機関の機構・定員管理に関する方針 － 戰略的人材配置の実現に向けて －

〔平成 26 年 7 月 25 日
閣議決定〕

国家公務員の総人件費に関する基本方針(平成 26 年 7 月 25 日閣議決定。以下「基本方針」という。)を踏まえ、各年度の国の行政機関の機構・定員管理を戦略的かつ的確に実施するための基本的な枠組み及び指針を以下のとおり定める。

内閣人事局は、内閣の重要政策に迅速かつ的確に対処できるよう、この方針の下、毎年度の機構・定員管理において、各年度に策定する人件費予算の配分の方針で示す内閣としての重点分野に沿って審査を行い、府省の枠を超えた戦略的な機構・定員配置を推進する。

1. 機構管理の方針

国の行政機関の機構管理については、基本方針で示された、行政ニーズの変化に的確に対応する簡素で効率的な行政組織の確立を推進するため、以下の方針に沿って行うものとする。

- ① 国の行政機関の機構管理については、既存機構の合理的再編成により対処することを基本とするとともに、既存機構の不斷の見直しを図り、政府全体として戦略的な機構配置を実現する観点から、政策の重要度等を踏まえた機構の重点配置及び府省の枠を超えた機関の再配置を推進する。
- ② このため、各府省は、機関の新設に当たっては、既存機関の廃止・再編等を行うことを原則とするとともに、必要に応じて府省の枠を超えた機関再編についても検討するものとする。内閣官房については、内閣及び内閣総理大臣を直接に補佐する機関であることに鑑み、その機関の新設・再編に当たっては、政策の重要度等を踏まえ、府省の枠を超えた柔軟な機構管理を行う。
- ③ 年度途中に顕在化した課題に対して、緊急に体制を整備する必要がある場合には、毎年度の機構要求・審査手続によることなく、年度途中の機構要求・審査を行うなど機動的・弾力的な機構管理を行う。
- ④ ③のほか、内閣の喫緊かつ重要な課題に対応するため、必要に応じて設置される内閣審議官等について、より柔軟に活用できるようにするものとする。

2. 定員管理の方針

各府省の国家公務員の定員管理については、基本方針に基づき、府省の枠にと

出典：国の行政機関の機構・定員管理に関する方針 平成 26 年 7 月 25 日 閣議決定
平成 30 年 11 月 16 日（金） 衆議院 法務委員会 衆議院議員 隅 猛（国民民主党）

らわれない定員の再配置を的確に実施し、国の行政が適切に運営されるよう、以下の方針に沿って行うものとする。

(1) 計画期間中の定員管理

- ① 各府省の定員の合理化については、ＩＣＴの活用など行政の業務改革の取組を推進しつつ、計画的に実施することとし、平成27年度以降、5年ごとに基準年度を設定し、府省全体で、対基準年度末定員比で毎年2%（5年10%）以上を合理化することを基本とする。内閣人事局は、各府省の直近の定員の動向等を反映して、5年ごとに各府省の合理化目標数を決定し、各府省に通知する。
- ② 各府省は、業務改革の取組を具体的に推進しつつ、定員の合理化を行い、組織内における行政需要の変化を反映して、自律的な組織内の再配置に努め、新規増員の抑制を図るものとする。その際、各府省の自己改革を促進する観点から、合理化目標数の一部については、内閣人事局の定めるところにより、業務改革による定員合理化の具体的な取組と併せて、再配置の要求を行うことができるとしている。これに係る合理化目標数については、各府省における業務改革の取組状況等を踏まえ、5年の計画期間内において、各年度に実施する合理化の員数を弾力化することとする。
- ③ 上記のほか、各府省は、不斷に業務改革に取り組み、定員合理化に努めるものとする。

(2) 各年度の定員管理

- ① 内閣人事局は、内閣の重要政策に対応した戦略的な定員配置を実現する観点から、府省の枠を超えて、大胆に定員の再配置を推進する。
- ② 内閣の重要政策として相当規模の増員が必要な行政需要に係る事務・事業や複数府省にまたがる事務・事業については、関連する他の府省からの定員の振替に積極的に取り組むこととする。
- ③ 各府省は、業務量に応じた業務実施体制や効率的・効果的な業務処理の在り方について不斷に検証を行うとともに、行政事業レビューや政策評価の結果、行政評価等による勧告等を反映し、定員配置の最適化を図ることとする。
各府省の業務改革の取組を推進するため、総務省は、毎年度の機構・定員要求までに、各府省の業務改革の取組状況や業務の実施体制を点検し、「国の行政の業務改革に関する取組方針」（以下「取組方針」という。）を策定する。
各府省は、取組方針を踏まえて機構・定員要求を行い、内閣人事局は、各府省の業務改革の取組を機構・定員の審査に適切に反映させる。総務省及び内閣人事局は、各府省の業務改革の具体的な取組及び機構・定員への反映状況

出典：国の行政機関の機構・定員管理に関する方針 平成26年7月25日 閣議決定
平成30年11月16日（金） 衆議院 法務委員会 衆議院議員 隅 猛（国民民主党）

を毎年度取りまとめ、公表する。

- ④ 新規増員は、政府の新たな重要課題に適切に対処するため、政府全体の人的資源の戦略的な再配置を実現する観点から、特に必要が認められる場合に限ることとする。各府省は、既存業務の増大への対応に当たっては、自律的な組織内の再配置によることを原則とし、新規増員は厳に抑制する。
- ⑤ 年度途中に顕在化した課題に対して、緊急に体制を整備する必要がある場合には、定員上の措置を含め、機動的・弾力的に対応する。

3. その他

- ① 各府省の国家公務員の定員管理の円滑化に資するため、府省間の実人員の移動の推進に努めるものとする。
- ② 各府省は、各四半期末における欠員の状況を翌月末日までに内閣人事局に報告するものとする。
- ③ 公庫等の職員についても、この方針に準じて措置するものとする。

出典：国の行政機関の機構・定員管理に関する方針 平成26年7月25日 閣議決定
平成30年11月16日（金） 衆議院 法務委員会 衆議院議員 隅 猛（国民民主党）

国の行政機関の欠員の推移

(単位:人)

年度	年度末欠員
平成22年度	6,545
平成23年度	7,836
平成24年度	10,345
平成25年度	12,071
平成26年度	11,893
平成27年度	12,111
平成28年度	11,776
平成29年度	11,671

(注) 欠員数は、定員数と現在員数の差分を表す。